書　き　方

1　この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しないこととなる場合に提出するものです。

この届出は、その家屋を再び居住の用に供することとなった場合に、その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間の未経過年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けるために必要となります。

2　この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の所在地を所轄する税務署長に提出してください。届出書に記載する住所、勤務先等は転居する前のものを記載してください。

3　「１」欄の転居年月日が確定していない方については、予定により記載してください。

4　「２」欄及び「５」(1)・(2)欄は、それぞれ該当する箇所にレ点を付してください。

なお、「２」の「　　年　月　日付転任命令に伴う転居」欄のカッコ内には、転任命令のあった日と転居(予定)年月日との間が通常転居に要すると認められる期間を超える場合などに、その理由を具体的に記載してください。

また、「２」の「その他やむを得ない事由」欄及び「５」(2)の「その他」欄に該当する方は、カッコ内にその内容を具体的に記載してください。ただし、転居等の事由がこの制度の要件に該当しないものであるときは、再び居住の用に供した場合においても、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用は受けられません。

（注）転居等の事由がこの制度の要件に該当するものであるかについて、転任辞令の写しやその他やむを得ない事由を証する書類などで確認させていただくことがあります。

（添付書類）

この届出書を提出する場合で、「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」を税務署長から事前に交付を受けている方は、未使用分の証明書及び申告書を一緒に提出してください。なお、紛失により提出できない方は、税務署にご相談ください。

(注)　再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けようとする場合には、確定申告が必要です。